

# 窓口業務の日曜日開庁を試行します

仕事の都合などにより、平日に役場に来られない人のために、来年1月から3月までの3カ月間、窓口業務の日曜日開庁を次のとおり試行します。

なお、現在実施している毎月第1・3水曜日の窓口業務の延長(午後7時まで)は、試行期間中は第3水曜日のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

- 試行期間  
平成23年1月～3月
- 開庁日  
毎週日曜日  
(平成23年1月2日を除く)
- 開庁時間  
午前9時～午後1時
- 開庁場所  
菊陽町役場(本庁舎) 町民課

## 利用できるサービス

町民課	町民課	税務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写しの交付</li> <li>・住民票記載事項証明の交付</li> <li>・外国人登録原票記載事項証明の交付</li> <li>・印鑑登録</li> <li>・印鑑登録廃止</li> <li>・印鑑登録証明書の交付</li> <li>・住民票コード証明の交付</li> <li>・住居表示変更証明の交付</li> <li>・本籍地表示変更証明の交付</li> <li>・現在の戸籍謄本・抄本証明の交付(除籍は除く)</li> <li>・戸籍附票の写しの交付</li> <li>・子ども手当現況届の預かり</li> <li>・児童扶養手当現況届の預かり</li> <li>・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の預かり</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書の預かり</li> <li>・保育所入所申込書の預かり</li> <li>・重度心身障がい者医療費助成申請書の預かり</li> <li>・子ども医療費一部負担金請求書の預かり</li> <li>・人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療高額療養費支給申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療療養費支給申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療特定疾病認定申請書の預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書の預かり</li> <li>・総合検診・がん複合健診申込書の預かり</li> <li>・高額介護(予防)サービス費給付申請書の預かり</li> <li>・家庭介護用品購入費助成金申請書の預かり</li> <li>・要介護認定申請書(更新のみ)の預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得証明書の交付</li> <li>・課税証明書の交付</li> <li>・所得課税証明書の交付</li> <li>・資産証明書の交付</li> <li>・評価証明書の交付</li> <li>・公課証明書の交付</li> <li>・無資産証明書の交付</li> <li>・名寄せの交付</li> <li>・土地台帳の閲覧</li> <li>・字図のコピー</li> <li>・原動機付自転車の標識交付証明書の再交付</li> <li>・納税証明書の交付</li> <li>・軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付</li> </ul>

# 平成23年度保育所入所のご案内

- 申込受付期間  
11月4日(木)～11月30日(火)
- 申込書類配付場所  
各保育所および福祉課
- 申込書類提出先  
第一希望の保育所または福祉課

- 必要書類
  - ①保育所入所申込書  
(児童一人につき1枚)
  - ②家庭状況調査書
  - ③家庭で保育できない証明書  
(就労証明書など)
  - ④保育料算定に必要な書類  
(源泉徴収票などの写し)

①②は入所申込書と一緒に11月の申込受付期間内に、③④は来年1月の面接時までに提出してください。詳細は、「広報きくよう10月号」に掲載していますので、ご覧ください。



■面接  
入所に関する面接は、来年1月に行います。日程と会場は、「広報きくよう1月号」に掲載予定です。

■その他の留意事項  
保育料は、公立・私立どちらも町で定める規則により決定します(平成22年分所得税額等により算定)。入所の承諾は、町で定める選考基準に基づき保育の必要度が高い順に決定しますので、入所希望が多数の場合は希望する保育所に入所できない場合や入所基準の該当事由により、保育実施期間の希望に添えない場合もあります。

問い合わせ 福祉課 保育所係 ☎ 232-4913

問い合わせ 町民課 ☎ 232-4914 税務課 ☎ 232-4911

# 手口を知ってだまされたい！ カシコイ消費者を目指そう Vol.2

町でも、次に紹介する事例と似た被害が報告されています。地域で声を掛け合い被害にあわないように注意しましょう。困ったときは家族や町、消費生活センターに相談しましょう。

## 消火器アンケートをする怪しい電話

自宅に「消火器に関するアンケート」という電話がかかり、消火器を設置しているかどうかなどを尋ねる音声流れたので、受話器のボタンを押していくつか答えたら、後日、男性から「消火器のことで伺います」と電話があった。怪しいと思い、今設置している消火器の会社に問い合わせたところ「うちの会社ではそのようなことは行っていない」といわれた。訪問してくる業者に連絡を取ろうにも連絡先が分からない。何か契約させられたらどうしよう。

## 古い消火器の腐食による破裂事故

古い消火器の破裂事故の報道を見て、自宅の納屋に十数年前から置いてあった消火器を廃棄しようとした。薬剤を放射して使い切ろうとしてさび付いたレバーを引いたところ、底部分が破裂し、反動で跳ね上がった消火器が下あごを直撃した。

## アドバイス

電話で消費者に操作させる手口で悪質性が高いです。電話だけでは「申し込み」までなので契約したことはありません。電話勧誘販売の場合、「申し込み」と「契約書の交付」がそろって契約が成立したことになります。もし電話勧誘販売で契約書の交付まで受けている場合は、8日以内であればクーリング・オフをすることが出来ます。

消火器の設置義務は学校や事務所にはありますが、自宅には法的な義務はありません。「自宅にも消火器の設置義務がある」などの説明があったときには注意しましょう。

なお、防災のために自宅に消火器を設置する場合は、適切な管理が必要です。消火器本体の耐用年数は8～10年、薬剤の有効期限は5～8年といわれています。廃棄するときは自分で処理せず専門業者に依頼しましょう。

# 樹木粉碎車が巡回します

生垣の剪定などで、家庭から季節的に一時多量に発生した剪定くずは資源の再生利用を図るために、樹木粉碎車が拠点巡回し回収します。希望する人は、申し込みが必要です。樹木粉碎車は、枝や木くずをチップ状にします。

チップは、草が生えにくいように花壇などにまくなどして再利用できます。チップは無料で差し上げます。

## 樹木粉碎車の巡回日程 (搬入時には、交通に十分ご注意ください)

受付日時	実施場所
11月27日(土)	9:00~11:00 新山白鈴公園
	13:30~16:00 菊陽町役場 車庫北側駐車場
11月28日(日)	9:00~11:00 武蔵ヶ丘コミュニティセンター駐車場
	13:30~16:00 菊陽町役場 車庫北側駐車場



▲樹木粉碎処理の様子

- 申し込み  
家庭からの剪定くずに限ります。実施日の2日前までに、環境生活課にお申し込みください。
- 利用料  
無料(ごみ指定袋に入れる必要はありません)
- 処理できる木  
家庭系の樹木、枝(竹は5本まで)
- 処理できない木  
はげの木、漆の木、木の根、建築廃材、くぎや針金がついた木
- 出すときの注意点  
長さ2m、直径12cmを超えないこと。落葉を袋に詰めたものは、土や小石が混入しているため受け付けません。

広がった枝は、枝落としをしてください。巡回日の受付時間前は、実施場所に持ち込むことはできません。

問い合わせ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎ 232-2114

問い合わせ 総合政策課 ☎ 232-2112 熊本県消費生活センター ☎ 383-0999